

## 平塚市総合公園における運動用具の貸出しに関する規程

制定 平成22年 3月19日

改正 平成23年11月 9日

平成25年 6月20日

(趣旨)

第1条 この規程は、平塚市総合公園の有料公園施設利用者の便宜を図るため、公益財団法人平塚市まちづくり財団の運動用具（以下「用具」という。）を有料で貸し出すことについて必要な事項を定めるものとする。

(有料貸出し用具)

第2条 有料で貸し出す用具は、平塚市総合公園の個人の使用及び総合公園テニスコートの使用に係る用具のうち、理事長（以下「理事長」という。）が別に定める用具とする。

(申請)

第3条 用具の貸出しを受けようとする者は、理事長に申請するものとする。

使用料等)

第4条 用具の使用料は、用具の取得価格、保守点検、維持管理費等を考慮し、理事長が別に定める。

2 理事長は、用具の貸し出しを受けようとする者（以下「利用者」という。）の責に帰さない雨天等の事由により用具が使用できなくなった場合は、使用しなかった分の使用料を利用者に返還する。

(損害賠償)

第5条 利用者が故意又は重大な過失により、用具をき損し、又は亡失したときは、実費弁償とする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、用具の貸し出しについて必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。